

記入例

※両面印刷してください！

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	コウセン タロウ		入学年月	2020年 4月入学	
	氏名	高専 太郎				
	生年月日	(西暦) 2005年 4月 1日生 (18歳)				
	現住所	〒 899 - 5193 鹿児島 都道府県 霧島 市区町村 隼人町真孝1460-1				
	所属学部・学科等	機械工学科	学籍番号	111111(学生証に記載のもの)		
	学年	4	<input checked="" type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
	給付奨学金の奨学生番号		00000000 (奨学生証に記載、不明な場合は学生係へ)			

※このページは、修学支援新制度以外での授業料等免除を希望される方のみ申請ください。

注意事項・申請区分をよくご確認ください。

申請者	独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則第3条以外での申請希望
	(1) 申請希望 (あり ・ なし) <注意事項> ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください。
	(2) 学期区分 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期
	(3) 申請区分 <input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請【対象：令和元年度に4学年以上に在籍していた者】 <input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請 学校記入欄 <input type="checkbox"/> 国立高専機構規則第134号第4条による申請 <input type="checkbox"/> 国立高専機構規則第134号第10条による申請
	(4) 申請理由 (具体的に記入すること) <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
	※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。
保護者等	保護者等 (主たる学資負担者) (申請者との続柄 父) ※記入必須 氏名 (自署) 高専 一郎

※ **日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。**「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)